

米国における反トラスト法を めぐる抵触法上の問題

西岡 和晃

同志社大学大学院法学研究科 博士後期課程（現：同志社大学研究推進機構及び法学部 特別任用助手）

I はじめに

本稿の目的は、反トラスト法をめぐる抵触法上の問題に関する米国の議論の現況を考察することである。

多くの法域において、カルテルなどの反トラスト法に反する競争制限行為に対し、差止や損害賠償などの私法上の救済が認められており、近時、このような救済を求める私人の請求（以下、「競争請求」という。）が活発化しつつある。競争請求は、被害者の救済といった私的利益を調整する一方で、間接的に市場秩序の維持に資するものでもある。そのため、競争請求は競争政策を一定程度反映しており、競争請求をめぐる法制度には各国間に相違がある。たとえば、米国のように、被害者への救済として、我が国では認められていない、3倍額賠償を認める法域もある。

このように各国の実質法の内容が異なることから、渉外的な競争請求が問題となる場合

には、国際裁判管轄や準拠法などの抵触法上の問題が生じる。EUにおいては、近時、競争請求をめぐる抵触法上の問題に関する議論が活発化しており、2007年に外国反トラスト法の適用可能性を認める抵触規則（ローマII規則6条3項¹）が定められた。

それに対して、米国においては、従来、国際裁判管轄や準拠法といった抵触法上の問題はほとんど議論されていない。むしろ、渉外的な競争請求を含め、反トラスト法の国際的側面は、立法管轄ないし事物管轄といった管轄の問題として扱われてきた。すなわち、米国は、連邦反トラスト法に関する抵触法上の問題を、連邦反トラスト法の適用範囲がどこまで及ぶかという、いわゆる「域外適用」の問題として扱っている。というのも、米国では、そもそも私法公法を区別する意識が希薄であることに加え、法の実現手段の1つとして反トラスト法上認められる民事救済に制裁機能・抑止機能²が求められており、反トラスト法が主に規制法³としての性質を有し

¹ Regulation (EC) No 864/2007 of the European Parliament and of the Council of 11 July 2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II), Official Journal L 199, 31/7/2007, pp.40-49.

Art.6

3. (a) The law applicable to a non-contractual obligation arising out of a restriction of competition shall be the law of the country where the market is, or is likely to be, affected.

(b) When the market is, or is likely to be, affected in more than one country, the person seeking compensation for damage who sues in the court of the domicile of the defendant, may instead choose to base his or her claim on the law of the court seised, provided that the market in that Member State is amongst those directly and substantially affected by the restriction of competition out of which the non-contractual obligation on which the claim is based arises; where the claimant sues, in accordance with the applicable rules on jurisdiction, more than one defendant in that court, he or she can only choose to base his or her claim on the law of that court if the restriction of competition on which the claim against each of these defendants relies directly and substantially affects also the market in the Member State of that court.

ているからである。そのため、外国反トラスト法の適用可能性は問題とならず、連邦反トラスト法の適用範囲がどこまで及ぶのかが、議論の中心であった。しかし、近時、EUと同様、法選択アプローチを採用していると分析する見解⁴が示されるなど、米国における渉外的な競争請求をめぐる議論の様相は変化している。本稿では、そのような見解を紹介するとともに、連邦反トラスト法の適用をめぐる最近の議論の動向を考察する。なお、本稿では、国際的な反トラスト法の私的エンフォースメント、すなわち、渉外的な競争請求に関する抵触法上の問題として、国際裁判管轄、準拠法の2つの問題を取り上げる。

II 国際裁判管轄

まず、競争請求事件における国際裁判管轄について述べる。とりわけ、人的裁判管轄 (personal jurisdiction) の問題を扱うが、その前に事物管轄 (subject matter jurisdiction) の問題について簡潔に言及する。というのも、従来の議論では、渉外的な競争請求における人的裁判管轄の問題は事物管轄の問題と連動して考えられていたからである。

1 連邦反トラスト法事件における連邦裁判所の事物管轄

連邦反トラスト法は、専ら連邦裁判所によ

り適用される⁵が、連邦裁判所の事物管轄は制限的なものである。国際的な反トラスト法事件における連邦裁判所の事物管轄としては、まず連邦問題管轄が考えられる。28 USC 1331条によると、「連邦地方裁判所は、連邦の憲法、法、または条約から生じるすべての民事訴訟の第一審管轄権を有する」。したがって、連邦反トラスト法が問題となる請求に適用される場合には、連邦裁判所が反トラスト法上の請求に対し管轄を有することとなろう。これに対して、1982年外国取引反トラスト改善法 (以下、「FTAIA」という。)等の制限により、連邦反トラスト法が問題となる請求に適用されない場合に、連邦裁判所の連邦問題管轄が認められるか否かにつき争いがある。というのも、FTAIAが事物管轄を制限するものか、実体法レベルで連邦反トラスト法の適用範囲を制限するものかにつき、解釈が分かれているからである。

従来の多くの見解⁶は、この問題を事物管轄の問題として扱っており、連邦反トラスト法が適用されない場合には、連邦裁判所の事物管轄が認められないことから、裁判管轄も自動的に認められないとする。この見解によれば、連邦反トラスト法の領域的適用範囲に対する制限が裁判管轄の限界を定めることとなり、実質的には、事物管轄の問題と法選択の問題が一つの問題にまとめられることとなる。このように解釈する場合には、裁判管轄

² Hannah L. Buxbaum, "Private Enforcement of Competition Law in the United States: Of Optimal Deterrence and Social Costs", in Jürgen Basedow (ed.), *Private Enforcement of EC Competition Law* (2007) pp. 41-60.

³ William S. Dodge, "Breaking public law taboo", *Harvard International Law Journal*, Vol. 43, No. 1 (2002), p. 161によれば、米国の抵触法は、外国公法が米国裁判所により通常適用ないし執行されえないとする「公法のタブーないし公法禁忌 (public law taboo)」に服する。

⁴ Hannah L. Buxbaum and Ralf Michaels, "Jurisdiction and Choice of Law in International Antitrust Law – A US Perspective", in Jürgen Basedow, Stéphanie Francq and Laurence Idot (ed), *International Antitrust Litigation – Conflict of Laws and Coordination* (2012) (hereinafter *Buxbaum/Michaels*), p. 277.

⁵ 28 U.S.C. § 1337 (a). 同じ見解である連邦最高裁の判決として、*Marresse v. Am. Academy of Orthopaedic Surgeons*, 470 U.S. 373, 375, reh'g denied, 471 U.S. 1062 (1985); *Vendo CO. v. Lektro-Vend Corp.*, 433 U.S. 623, 664 (1977). もっとも、州法上の請求がなされる場合には、州裁判所も事物管轄を有すると思われる。

⁶ たとえば、*United Phosphorus Ltd v. Angus Chemical Co.*, 322 F.3d 942, 953-58 (7th Cir. 2003).

を判断する段階で法選択の問題を扱う、すなわち、準拠法の問題が手続上の問題として扱われなければならないこととなる。そのため、このような解釈は理論上の問題を含むものであると批判される⁷。これに対して、近時有力な見解⁸は、FTAIAは事物管轄を制限するものではなく、実体法レベルで連邦反トラスト法の適用範囲を制限するものと理解している。この見解によれば、連邦反トラスト法の不適用が導く結論は単に実体法上請求権を主張できないということに過ぎない。そのため、事物管轄の問題と法選択の問題は1つの問題にまとめられず、前述のような理論的な問題は生じない⁹。幾つかの連邦巡回区控訴裁判所は既にこの立場を採用しているが¹⁰、連邦最高裁はこれまでに、この点について判断を示していない。ただ、今後は連邦最高裁もこの立場を採用するであろうと指摘されている¹¹。この見解をとれば、連邦反トラスト法が適用されるか否かにかかわらず、連邦裁判所の人的裁判管轄を判断する必要が生じる。

連邦反トラスト法が適用されるか否かにかかわらず、人的裁判管轄を検討する必要性は、次の事実からも支持される。すなわち、国際的な反トラスト法事件における連邦裁判所の

事物管轄は、州籍相違管轄 (diversity jurisdiction)¹²または付加管轄 (supplemental jurisdiction)¹³によっても根拠づけられることである。つまり、連邦反トラスト法が適用されない場合であっても、連邦裁判所の事物管轄が認められる余地は残されている。

2 人的裁判管轄

次に、人的裁判管轄について考察する。米国裁判所の国際裁判管轄¹⁴は、主に International Shoe 連邦最高裁判決¹⁵が確立した、「最小限の関連」と「公正さと実質的正義の伝統的観念」の2つからなる「公正さの理論」を軸として判断される。同理論によれば、「適正手続の観点から、法廷地州における訴訟の遂行が『公正さと実質的正義の伝統的観念』に反しないとされる程度の、一定の法廷地州との『最小限の関連』」を被告が有している限りで、裁判所の裁判管轄が認められる。

裁判所の裁判管轄が適切であるか否かを判断するにあたり、通常、被告と一定の法廷地州との関連が考慮される。しかし、連邦反トラスト法事件に関しては、法廷地州ではなく、米国全体との全国的関連が考慮されるべきで

⁷ Buxbaum/Michaels, *supra* note 4, p. 277.

⁸ FTAIAを事物管轄ではなく、立法管轄を制限するものとする判決として、Animal Science Prods., Inc. v. China Minmetals Corp., 654 F.3d 462, 469 n.9 (3rd Cir. 2011); Minn-chem, Inc. v. Agrium, Inc., 683 F.3d 845, 852 (7th Cir. 2012), cert. dismissed, 134 S. Ct. 23 (7th Cir. 2013); Lotes Co., Ltd. v. Hon Hai Precision Industry Co., 753 F.3d 395 (2nd Cir. 2014).

⁹ Buxbaum/Michaels, *supra* note 4, p. 277.

¹⁰ *Supra* note 8.

¹¹ Phillip E. Areeda and Herbert Hovenkamp, *Antitrust Law: An Analysis of Antitrust Principles and Their Application*, Volume IB (4th ed., 2013), § 272i (p. 313).

¹² 28 USC 1332条のもと、連邦裁判所に州籍相違管轄が認められるためには、通常、原告のいずれもが各被告のドミナイルと同一のドミナイルを有さない、完全な州籍相違が求められる。しかし、クラスアクションの場合には、2005年クラスアクション公平法 (Class Action Fairness Act of 2005) により、この要件が緩和され、ある原告とある被告が異なる州または国の者であることのみを要求する最低限の州籍相違が存在するだけで十分とされる。

¹³ 28 USC 1367条によれば、連邦裁判所は、第一審管轄権を有するある請求と実質的に関連する追加的な請求を審理する権限、すなわち、付加管轄が認められる。これは、それらの追加的な請求を独立して審理する事物管轄を欠いている場合においても認められる。

¹⁴ 米国の裁判管轄に関して、樋口範雄『アメリカ涉外裁判法』(弘文堂、2014年)などを参照。

¹⁵ International Shoe Co. v. Washington, 326 U.S. 310 (1945).

あるとする見解が示されており、多くの下級審判決も同様の立場をとっている¹⁶。この見解は、連邦反トラスト法に関連する主権者が各法廷地州ではなく、連邦政府であることを根拠に主張、支持されている。

「最小限の関連」の基準は、あらゆる請求に及ぶ「一般裁判管轄」、または被告と法廷地州との特定の関連から生じる請求にのみ及ぶ「特別裁判管轄」により満たされるとされる¹⁷。一般裁判管轄は、州が被告に対して裁判管轄を行使するほど、被告と法廷地州との関連が継続的かつ組織的である場合に認められる。その一方で、特別裁判管轄は、問題となる請求が、法廷地州の居住者に意図的に損害を被らせたといった、被告と法廷地州との間の特定の関連に関係する (related to)、またはこの関連から生じる (arise out of) 場合に認められる。

次に、連邦反トラスト法事件において、どのような場合に一般裁判管轄または特別裁判管轄が認められるかが問題となる。

(1) 一般裁判管轄

まず、一般裁判管轄について述べる。一般裁判管轄は、前述の通り、事業活動といった被告と法廷地州との継続的かつ組織的な関連

により根拠づけられるものである。そのため、そのような関連が認められる限りでは、一般裁判管轄は連邦反トラスト法事件においても認められる。連邦反トラスト法事件においては、とりわけ、ボイコットといった外国法人が米国で事業を拒否する場合などにおいて重要な役割を果たすとされる¹⁸。というのも、このような場合には、原告の請求は、被告の行為と米国全体または法廷地州との関連から生じたものではなく、この関連の欠如から生じるため、特別裁判管轄が認められないと考えられるからである。

(2) 特別裁判管轄

次に、特別裁判管轄について述べる。連邦反トラスト法事件における特別裁判管轄を根拠づけるものとして、次の2つの理論が主張されている¹⁹。1つ目は、名誉毀損に関するCalder事件²⁰において発展した効果理論ないしターゲット理論²¹である。この理論によれば、被告がある州を意図的に不法行為の標的とし、当該州内で効果が生じた場合には、当該不法行為から生じる請求に関して、当該州の裁判所に特別裁判管轄が認められる。また、Calder判決に端を発する効果(ターゲット)理論、すなわち、法廷地州外で行われた

¹⁶ Hervert Hovemkamp, *Federal Antitrust Policy, The Law of Competition and Its Practice (Hornbook)*, (5th ed. 2016), § 21.3 (p. 1033). See, e.g., *Go-Video, Inc. v. Akai Elec. Co., Ltd.*, 885 F.2d 1406, 1414-1415 (9th Cir. 1989); *United Phosphorus Ltd v. Angus Chemical Co.*, 43 F. Supp. 2d 904, 911 (ND Ill 1999); *Dee-K Enter., Inc. v. Heveafil Sdn. Bhd.*, 982 F. Supp. 1138, 1148 (E.D.Va. 1997); *Paper Sys. Inc. v. Mitsubishi Corp.*, 967 F. Supp. 364, 369 (E.D.Wis. 1997); *Miller Pipeline Corp. v. British Gas*, 901 F.Supp. 1416, 1420-1421 (S.D.Ind. 1995).

¹⁷ *Helicopteros Nacionales de Columbia, S.A. v. Elizabeth Hall et al* 466 U.S. 408 (1984).

¹⁸ William S. Dodge, "Antitrust and the Draft Hague Judgements Convention," *Law and Policy International Business*, Vol. 32 (2000), p. 369.

¹⁹ Buxbaum/Michaels, *supra* note 4, pp. 228-229; Dodge, *supra* note 18, pp. 370-71.

²⁰ *Calder v. Jones*, 465 U.S. 773 (1984). Calder事件は、カリフォルニア州に生活の本拠を有する芸能人である原告Xが、フロリダ州の住民であり、問題となった新聞記事の記者および編集者である被告Yらに対し、Yらが作成した記事により名誉を毀損されたとして損害賠償を求めた事案である。同事案において、Yらのフロリダ州における行為がカリフォルニア州で効果をもたらしたことに基づき、カリフォルニア州の裁判所がYらに対し裁判管轄を行使できるかが問題となった。連邦最高裁は、YらがXの名誉を毀損する記事を意図的に執筆・編集していることから、カリフォルニア州で自身らの行為の効果が生じることを十分認識していたとして、カリフォルニア州の裁判所がYらに対し裁判管轄を行使することを認めた。

²¹ Buxbaum/Michaels, *supra* note 4, pp. 228-229; Dodge, *supra* note 18, pp. 370-71.

行為の法廷地州における効果に基づく裁判管轄の行使は、抵触法第2リステイトメントにおいても認められている²²。

この理論は、競争制限行為が特定の市場に向けられている場合、または米国市場が意図的に標的とされていることを直接的に示す証拠が存在する場合には、意図的に標的とされたことの立証が容易であるため、機能するとされる。その一方で、Calder判決で示された効果理論は、特定の州に向けられた行為に関するものであるため、競争制限行為がより広範な、世界的な市場を標的とする場合には、機能しえないとも指摘されている^{23,24}。

2つ目は、共謀理論 (conspiracy theory) である²⁵。この理論は、被告が法廷地州と全く関連を有さず、法廷地州と関連する直接的な事業関係も有しない場合においても、法廷地州における共謀者の行為に基づき被告に対する裁判管轄の行使を認めるものである。この理論は、すべての州で認められているものではないが、すべてのカルテル参加者を単一の訴訟で訴えることを可能とするため、連邦反トラスト法事件において、米国法上最も重要な根拠であるとも言われている²⁶。この理論によれば、次の4つの要件が満たされる限りで、裁判管轄の行使が認められる²⁷。す

なわち、複数の者が共謀すること、特定の法廷地州における結果を合理的に予測できたこと、共謀を促進するために、共謀者のうちの一人が明白な行為を行ったこと、および当該行為が非居住者により行われた場合には、当該行為が法廷地州法のもと、当該非居住者に対する裁判管轄を根拠づけることである²⁸。

3 フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理

米国の裁判管轄が認められる場合であっても、米国の裁判所が不適切な法廷地であり、他に適切な法廷地が存在すると当該裁判所が判断するときには、裁判管轄を行使しないことが認められる²⁹。いわゆる、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理である。実際に、外国反トラスト法に基づく訴えの多くは、同法理に基づき却下されている³⁰。

III 準拠法

1 外国反トラスト法の適用可能性

次に、準拠法について述べる。前述の通り、米国は、従来、渉外的な競争請求の問題を、準拠法選択の問題と扱うEUとは対照的に、立法管轄ないし事物管轄といった管轄の問題

²² Restatement (Second) of Conflict of Laws § 37 and 50.

²³ Larry Dougherty, "Does a Cartel Aim Expressly? Trusting Calder Personal Jurisdiction when Antitrust Goes Global?", *Florida Law Review*, Vol. 60, Issue 4 (2008), pp. 932-936. 意図的に標的されたことの立証が困難であるので、被告は、複数の州ないし国を対象とすることで責任を回避することができるかもしれないとされる。

²⁴ *Cole v. Tobacco*, 47 F. Supp. 2d 812, 815 (E.D. Tex. 1999).

²⁵ Buxbaum/Michaels, *supra* note 4, p. 229; Dodge, *supra* note 18, pp. 371-72.

²⁶ Buxbaum/Michaels, *supra* note 4, p. 229.

²⁷ *Cawley v. Bloch*, 544 F. Supp. 133, 135 (D. Md. 1982).

²⁸ この理論は、複数の被告を単一の訴訟に集約させる点においては、EUの改正ブリュッセル I 規則 8 条 1 号に相当するものであるが、被告の内の一人の住所ではなく、ある共謀者の行為に基づく点において、改正ブリュッセル I 規則 8 条 1 号とは異なる。

²⁹ 従来は、裁判管轄を判断した後に、フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づき訴えが却下されていたが、*Sinochem* 事件の連邦最高裁判決は、裁判管轄を判断する前に、フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づき訴えを却下した。See, *Sinochem International Co. Ltd. v. Malaysia International Shipping Corp* 549 U.S. 422 (2007) .

³⁰ See, e.g., *In re Air Cargo Shipping Sevices Antitrust Litigation* 2008 WL 5958061, 24-30 (E.D. NY 2008); *In re Urethane Antitrust Litigation*, 683 F. Supp. 2d 1214 (D. Kan. 2010).

として扱ってきた。すなわち、米国は、連邦反トラスト法に関する抵触法上の問題を、連邦反トラスト法の適用範囲がどこまで及ぶかという、いわゆる「域外適用」の問題として扱っているとされる³¹。

これまで、連邦反トラスト法の適用可能性が主に問題とされていたが、米国裁判所による外国反トラスト法の適用可能性は、理論的には完全に排除されていない。というのも、外国反トラスト法違反に基づく請求が問題となる場合であっても、連邦裁判所の事物管轄は連邦問題管轄以外によっても根拠づけられるからである³²。

実際に、外国反トラスト法を適用したと思われる判決³³も見受けられる³⁴。Multi-Juice事件は、飲料製品の販売店契約に関して、EU反トラスト法およびギリシャ民法に基づく主張が問題となった事案である。当該事案において、裁判所は、原告が主張する支配的地位の濫用、抱き合わせ契約に関連する規定（旧ローマ条約86条およびギリシャ民法）の内容を概観した上で、「請求の不記載（failure to state a claim）」を理由に、原告らの主張を退けている³⁵。当該裁判所は、原告の請求を実体規定に照らした上で退けているが、準拠法選択について特に触れることなく、それらの規定を簡略的に適用している。そのため、当該裁判所が、問題となる請求に対し、それらの規定が実際に適用されると判断したか否

かは明らかではない³⁶。このように外国反トラスト法を適用したと思われる判決も見受けられる一方で、外国反トラスト法に基づく訴えの多くは、前述の通り、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理のもと却下されている。

2 連邦反トラスト法の適用範囲

連邦反トラスト法が問題となる、すなわち、連邦反トラスト法が準拠法となる場合には、従来の議論が焦点を当てていたように、連邦反トラスト法の適用範囲が問題となる。本稿では、競争制限行為の典型例の一つであり、多くの競争請求の原因となっているカルテルに関するシャーマン法の適用範囲を主に扱う。

連邦反トラスト法は、Alcoa判決に端を発する米国市場への「効果」と、そのような効果を及ぼす「意図」に基づく効果理論（effect doctrine）³⁷に基づき適用される。Alcoa判決で示された効果理論は1993年のHartford判決³⁸において連邦反トラスト法の適用原則として確立された。しかし、Alcoa判決で示された当初の効果理論に基づく連邦反トラスト法の適用は、あまりに一方的なものであったため、諸外国の抵抗に直面した。そのため、連邦反トラスト法の適用範囲は、原則として効果理論に基づき画定されるものの、立法措置などにより一定程度制限されている。

³¹ もっとも、Buxbaum/Michaels, *supra* note 4, p. 227は、米国も反トラスト法をめぐる抵触法上の問題を管轄に関する問題ではなく、「(やや隠れた)法選択アプローチ (somewhat concealed) choice-of-law approach」と評価している。

³² Buxbaum/Michaels, *supra* note 4, p. 227. 裁判所は外国公法を適用ないし執行することができないとする「公法のタブー」については、Dodge, *supra* note 18などを参照。

³³ Multi-Juice SA v. Snapple Beverage Corp, 2003 WL 1961636 (S.D. N.Y. 2003).

³⁴ 付加管轄ないしフォーラム・ノン・コンビニエンスの文脈において、外国反トラスト法の適用可能性を検討する判決もある。これらについては、Buxbaum/Michaels, *supra* note 4, pp. 235-237.

³⁵ Multi-Juice SA, *supra* note 33, at 5.

³⁶ Buxbaum/Michaels, *supra* note 4, p. 237.

³⁷ United States v. Aluminum Co of America 148 F.2d 416 (2nd Cir. 1945).

³⁸ Hartford Fire Ins. v. California, 509 U.S. 764 (1993).

連邦反トラスト法の適用範囲の制限に関する議論の焦点は、従来、連邦反トラスト法の適用範囲を制限するFTAIAの解釈に当てられていた。具体的には、「直接的かつ、実質的であり、合理的に予見可能な効果 (a direct, substantial, and reasonably foreseeable effect)」および「[シャーマン法に基づく] 請求権を発生させる (give rise to a claim [under Sherman Act])」との要件の解釈である。FTAIAの解釈については、現在のところ、2004年のEmpagran連邦最高裁判決が一定の指針となる。

Empagran事件は、世界的なビタミンカルテルに関して、米国および外国の原告がカルテル参加者に対し損害賠償を求めた事案であった。当該事案において、カルテルの存在、その違法性、および米国内の原告に対する連邦反トラスト法に基づく救済につき争いはなかったが、外国市場におけるビタミン製品の購入者、すなわち、外国原告の請求権に対し、連邦反トラスト法が適用されるかが問題となった。というのも、外国原告らに損害をもたらしたとされる取引は、純粋に外国における取引であり、米国の輸入取引でも、輸取引でもなかったからである。

連邦最高裁は、国際礼讓に言及しつつ、外国原告が外国で被った損害は米国国内における効果から独立したものであることを前提として、外国で生じた損害はFTAIAが例外的に適用される事案類型に含まれないと判示した。さらに、連邦最高裁は、FTAIAの解釈に関して、2つ目の要件、すなわち、「シャーマン法に基づく請求権を発生させる」についても判断を下している³⁹。外国原告らは、こ

の要件について、FTAIAにおける「請求権を発生させる」という文言は、必ずしも当該原告の請求を指すのではなく、むしろ、誰かの請求を指していると主張していた。このような解釈によれば、同一の行為により、米国の他の原告が訴えを提起できる限りで、外国原告らも同様に訴えを提起することができることとなる。しかしながら、この点について、連邦最高裁は、FTAIAにおける「a claim」は、誰かの請求ではなく、当該原告の請求であると判示した⁴⁰。

連邦最高裁は、外国原告が外国で被った損害は米国国内における効果から独立したものであると推定していたが、外国原告らは、自身らが外国で被った損害は米国国内における効果から独立したものではなく、関連するものであると考え、次のような主張も行っていった⁴¹。すなわち、「ビタミンは代替可能であり、また容易に輸送可能であることから、国内における競争制限効果（たとえば、米国における高値）がなければ、売主は国際的な価格協定を維持することができず、被上訴人らは外国で損害を被らなかつたであろう」との主張である。さらに、外国原告らは、米国国内における効果と外国で生じた損害との関連について、「but for」な関連（あればこれなしという関連）が認められれば、連邦反トラスト法は外国損害にも適用されうるとも主張していた⁴²。しかし、連邦最高裁は、控訴審裁判所がこの点について判断していないこと理由に、これらの主張を扱わず、下級審に差し戻した。

差し戻審において、外国原告らは、この点について、次のような主張を行っていた⁴³。す

³⁹ F. Hoffmann-LaRoche Ltd. v. Empagran S.A., 542 U.S. 155, 173-76 (2004).

⁴⁰ *Ibid.*, at 175.

⁴¹ *Ibid.*

⁴² *Ibid.*

なわち、「被上訴人らの製品（ビタミン）は代替可能であり、世界的に流通させられていたので、被上訴人らは、米国において競争価格以上の価格を維持することだけで、外国でも競争価格以上の価格を維持することができた。そうでなければ、外国の購入者は、米国の売主または米国から輸入したビタミンの仲買人のいずれかから、大量のビタミンをより低い価格で直接購入したであろうし、それにより、被上訴人らは、暴騰した価格での外国における販売を妨げられたであろう。したがって、米国における競争価格以上の価格は、上訴人が損害と主張する外国における競争価格以上の価格の『原因となる』との主張である。しかしながら、差戻審は、この点につき、米国国内における効果と外国損害に関する請求との関連は、単なる「but for」なものでは不十分であり、外国原告らは、それらの間に「ごく近い原因（proximate cause）」が存在することを証明しなければならないと判示し、外国原告らの主張を退けた⁴⁴。差戻審判決によれば、米国国内における効果と外国で生じた損害に関する請求との関連が、単なる「but for」な関連に過ぎない場合には、そのような請求に連邦反トラスト法は適用されない。

連邦反トラスト法の適用範囲は、FTAIAのほか、国際礼讓（international comity）を中心とする外国規制利益の考慮によっても制限されうる。「管轄権に関する合理の原則

（jurisdictional rule of reason）」と称されるものである⁴⁵。国際礼讓に言及した従来の判決⁴⁶は、米国と外国の規制利益間のバランスを判断する基準として次の事項に言及している。たとえば、外国の法律または政策との抵触の程度や当事者の国籍、所属および主たる事業所の所在地、各国家による執行がコンプライアンスを実現する程度、米国における効果の外国の効果に対する相対的重要性、米国通商を害しまたは影響を及ぼす明示的な意図の程度、そのような効果の予見可能性、米国内における違反容疑行為の外国の効果に対する相対的重要性などである。

もっとも、この外国規制利益の考慮による制限は米国全体で受け入れられているわけではない。1993年のHartford判決の多数意見は、潜在的に適用されうる様々な法が矛盾する要件（たとえば、同事案においては、英国法が米国法に従うことを妨げるような要件）を課さない限り、礼讓は考慮されるべきでないとも示している⁴⁷。そのため、規制利益の分析における国際礼讓の役割は明らかではない。しかし、国際礼讓のもと外国の規制利益を考慮する重要性は、Hartford判決におけるScalia裁判官の反対意見で強調されているほか⁴⁸、2004年の連邦最高裁Empagran判決も国際礼讓の枠組みのもと外国の規制利益・権限に言及している⁴⁹。この点に基づき、2004年のEmpagran判決を、国際礼讓の重要性を再確立したものと評価する見解もあ

⁴³ Empagran S.A. v. F. Hoffmann-LaRoche, 417 F.3d 1267, 1270 (D.C. Cir. 2005).

⁴⁴ *Ibid.*, at 1270-71.

⁴⁵ 管轄権に関する合理の原則については、松下満雄＝渡邊泰秀『アメリカ独占禁止法 [第2版]』（東京大学出版会、2012年）310-314頁。

⁴⁶ Timberlane Lumber Co. v. Bank of America NT and SA, 549 F.2d 597 (9th Cir. 1976); Mannington Mills, Inc. v. Congoleum Corp., 595 F.2d 1287 (3rd Cir. 1979).

⁴⁷ Hartford Fire, *supra* note 38, at 797-99.

⁴⁸ *Ibid.*, at 817-21.

⁴⁹ Empagran, *supra* note 39, at 163-69. Buxbaum/Michaels, *supra* note 4, p. 233は、2004年Empagran連邦最高裁判決がHartford Fire判決におけるScalia裁判官の反対意見を採用したものと評価している。

る⁵⁰。もっとも、2004年のEmpagran判決は、国際礼让に言及した従来の判決で支持された個別的な分析をあまりにも複雑すぎるとして退けているため⁵¹、連邦反トラスト法が効果に基づき適用される正確な要件は不明確なままである。

IV 連邦反トラスト法の域外適用をめぐる近年の動向

次に、連邦反トラスト法の域外適用をめぐる近年の動向を概観する。まず、FTAIAの解釈についてである。Empagran判決以降、連邦最高裁がFTAIAの解釈について示した判決は見当たらない。巡回区控訴裁判所レベルにおいては、Empagran事件の差戻審に委ねられた、米国国内における効果と外国で生じた損害に関する請求との関連に関して、幾つか判決⁵²が下されている。それらは、差戻審が採用した制限的なアプローチを採用し、「外国購入者が被った損害のごく近い原因は、世界的な競争制限行為の外国での効果（外国での価格の上昇）であり、そのような行為の米国国内における効果（米国での価格の上昇）ではない」と結論づけている⁵³。この見解によれば、そのような請求に連邦反トラスト法は適用されない。

このほか、米国国内に対する効果の「直接性」に関しては、巡回区控訴裁判所レベルで、幾つか判決が下されている。米国国内に対す

る効果の「直接性」については、厳格に解釈する裁判所⁵⁴もある一方で、緩やかに解釈する裁判所もある⁵⁵。本稿では、外国で行われた競争制限行為（カルテル）への連邦反トラスト法の適用可否について近時示されたMinn-chem判決とMotorola Mobility判決を扱う。

Minn-chem事件においては、農業用肥料に用いられるポタシュ（カリウム）に関する世界的カルテルが問題となった。米国におけるポタシュの購入者である原告は、被告であるカルテル参加者が外国市場においてポタシュの価格を騰貴させたことにより、外国市場における価格が国際的基準となり、それに伴い米国市場における価格も上昇したため、米国市場の購入者である原告らが最終的に損害を被ったと主張した。Minn-chem事件における問題は、連邦反トラスト法が被告らのカルテルに適用されるか、とりわけ、効果の「直接性」の要件が満たされるか否かであった。第7巡回区控訴裁判所は、「直接性」の要件を解釈するにあたり、当初、外国主権免除法（Foreign Sovereign Immunities Act：FSIA）の「直接性」の解釈を参照し、「直接的（direct）」とは、「被告らの行為の直接の結果（an immediate consequence of the defendant's activity）」であることから、連邦反トラスト法は当該カルテルに適用されないと判示した⁵⁶。しかしながら、当該裁判所は大法廷で再審し、異なる結論を下している。

⁵⁰ Buxbaum/Michaels, *supra* note 4, p. 233.

⁵¹ Empagran, *supra* note 39, at 169.

⁵² *In re Monosodium Glutamate Antitrust Litigation*, 477 F.3d 535 (8th Cir. 2007); *In re Dynamic Random Access Memory (DRAM) Antitrust Litigation*, 546 F.3d 981 (9th Cir. 2008).

⁵³ *In re Monosodium Glutamate Antitrust Litigation*, *supra* note 52, at 541.

⁵⁴ たとえば、*United States v. LSL Biotechnologies*, 379 F.3d 672 (9th Cir. 2004)。刑事事件ではあるが、*United States v. Hui Hsiung*, 758 F.3d 1074 (9th Cir. 2014)。

⁵⁵ *Animal Science Products*, *supra* note 8; *Minn-chem*, *supra* note 8; *Lotes*, *supra* note 8; *Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp.*, 746 F.3d 842 (7th Cir. 2014)。

⁵⁶ *Minn-chem, Inc. v. Agrium, Inc.*, 657 F.3d 650, 661-62 (7th Cir. 2011)。

当該裁判所は、再審判決において、「直接性」の解釈について、「実質性」および「予見可能性」の要件を有しない外国主権免除法の「直接性」の解釈をそのまま採用することは適切でないとした上で、外国で行われた行為を原因とする米国国内における効果が「遠隔的 (remote)」なものでなく、「合理的に近接した (reasonably proximate)」ものである場合にのみ、「直接性」の要件が満たされると判示した⁵⁷。

次に、Motorola Mobility事件においては、LCDパネルに関する世界的な価格カルテルが問題となった。原告である米国のMotorola Mobilityは、同社およびその子会社が購入したLCDパネルの価格が被告であるカルテル参加者により騰貴されたものであるとして、被告に対し連邦反トラスト法に基づく損害賠償を請求した。本件において、原告の請求は、価格カルテルの対象となったLCDパネルの流通経路に応じて、次の3つの類型に分類された。1つ目は、Motorola Mobility自身が直接購入し、米国に直接持ち込まれたものである（問題となった製品の全体の1%）。2つ目は、Motorola Mobilityの外国子会社が外国で購入し、米国外で最終製品に組み込まれた後、Motorola Mobilityに販売され、最終的に米国国内に持ち込まれたものである（問題となった製品の全体の42%）。3つ目は、Motorola Mobilityの外国子会社が外国で購入し、米国外で最終製品に組み込まれた後、外国で販売されたものである（問題となった製品の全体の57%）。本件で問題となったのは、2つ目の類型である。というのも、問題となるLCDパネルはMotorola Mobilityの

外国子会社が外国で購入したものであるが、Motorola Mobilityへの販売を介して、米国国内に持ち込まれたため、「直接性」の要件が満たされるか否かが明らかでなかったからである。それに対して、1つ目の類型は、米国市場に直接持ち込まれたものに関することから、効果の直接性は明らかであり、連邦反トラスト法の適用範囲に含まれるか否かは問題とならなかった。3つ目の類型は、問題となるLCDパネルおよびそれが組み込まれた最終製品が米国外で販売されているため、連邦反トラスト法の適用範囲に含まれないことは当然であると判断されている。

第7巡回区控訴裁判所は、当初、問題となるLCDが最終製品に組み込まれ、最終的に米国に輸出されているが、Motorola Mobilityの外国子会社が外国で購入し、最終製品に組み込んでいることから、米国における効果は「間接的または遠隔的 (indirect or remote)」であるので、「直接性」の要件は満たされないと判示した⁵⁸。また、同裁判所は、FTAIAの2つ目の「give rise to a claim」要件についても、次のように判示している⁵⁹。すなわち、当該カルテルにより騰貴された価格が米国需要者に最終的に転嫁されるか否かは、問題となるLCDパネルを米国に輸入したMotorola Mobilityの裁量によることに加え、原告の請求は、米国における最終製品の価格上昇に基づくものではなく、当該カルテルが外国でMotorola Mobilityの外国子会社に及ぼした効果に基づくものであるため、外国で生じた損害について、連邦反トラスト法のもと損害賠償請求は生じない。

その後、当該裁判所は、原告による再審理

⁵⁷ Minn-chem, *supra* note 8, at 855-860.

⁵⁸ Motorola Mobility, *supra* note 55, at 844.

⁵⁹ *Ibid.*, at 845.

の申立てを認め再審理を行っている。当該裁判所は、再審判決において、問題となるLCDパネルがMotorola Mobilityの外国子会社により外国で購入された後、外国で最終製品に組み込まれ、最終製品が米国に輸出されたとしても、「直接性」の要件は必ずしも満たされないと推定する⁶⁰が、明確な判断を示していない。しかし、当該裁判所は、「直接性」の要件が満たされたと推定した上で、カルテルの被害を実際に被った者はMotorola Mobilityではなく、カルテル対象製品を直接購入したMotorola Mobilityの外国子会社であることから、Motorola Mobilityは損害賠償を求める原告適格 (standing) を有しないと判示した⁶¹。そして、当該裁判所は結論として次のようにも述べている⁶²。すなわち、「外国子会社は、外国法に服するので、自身らが設立された、若しくは事業活動を行う国の法、または加害者が設立された、若しくは事業活動を行う国の法に従い、取引制限に対する救済を求めなければならない、親会社は米国で外国子会社に代わり救済を求める権利を有しない」。また、当該裁判所は、この結論を補強するために、間接購入者に関する実質法上の判例法であるIllinois Brick判決⁶³にも言及している⁶⁴。

これらの判決は、巡回区控訴裁判所レベル

におけるものではあるが、外国でなされた競争制限行為 (カルテル) に対する連邦反トラスト法の適用範囲を一定程度、明確化ないし制限している。2004年の連邦最高裁Empagran判決以降、FTAIAの解釈、連邦反トラスト法の適用範囲に言及する連邦最高裁判決が下されていない状況においては、これらの判決が連邦反トラスト法の適用範囲に関する指標の一つとなろう。とりわけ、Minnchem判決のように、米国内に対する効果の「直接性」を緩やかに解釈するアプローチが近時示されていることに留意する必要があると思われる。

また、国際礼譲についても、興味深い判断が下されている。第2巡回区控訴裁判所は、2016年9月20日の判決⁶⁵において、国際礼譲に基づき、連邦反トラスト法の適用を控え、外国事業者に対する米国被害者の訴えを退けている。同事案は、ビタミンCの価格カルテルにより損害を被った米国の被害者が、カルテル参加者である中国のビタミンCの製造業者に対し、連邦反トラスト法に基づき損害賠償を求めた事案であった。同事案において、中国の製造業者らが参加し、実施したカルテルは、連邦反トラスト法に反する一方で、中国の規制規則⁶⁶により要求されるものであった。そのため、連邦反トラスト法の適用可否

⁶⁰ Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp., 775 F.3d 816, 819 (7th Cir. 2014).

⁶¹ *Ibid.*, at 819-20.

⁶² *Ibid.*, at 820.

⁶³ Illinois Brick Co. v. Illinois, 431 U.S. 720, 97 S. Ct. 2061 (1977).

⁶⁴ Motorola Mobility, *supra* note 60, at 820-24. また、当該裁判所は、Motorola Mobility事件と間接購入者の損害賠償請求に関するIllinois Brick判決との「抵触 (collision)」について、次のように言及している。すなわち、「本件において、最初の販売はMotorola Mobilityの外国子会社に向けられたものであり、外国子会社は自身が市民 (citizen) であった国の法、または価格固定者が市民であった国 (当該会社が訴えることを決定した特定の価格固定者が市民であった国) の法に従い、価格固定者を訴えることができた。価格固定から米国の親会社であるMotorola Mobilityが被った損害を算定することは困難であり、連邦反トラスト法のもと訴えを提起することはできないであろう」。 *Ibid.*, at 820.

⁶⁵ *In re Vitamin C Antitrust Litigation*, 2016 U.S. App. LEXIS 17135 (2nd Cir. 2016). 本件の詳細については、松下満雄「中国対米ビタミン輸出カルテルは中国政府の指示に基づくものとして免責した米反トラスト判例」国際商事法務44巻11号 (2016年) 1593頁以下参照。

⁶⁶ 同事案では、規制規則におけるビタミンCの輸出に関する価格認証手続 (Procedure for Price Verification and Chop) が問題となった。

を検討するにあたり、中国の規制規則がどのように評価されるかが問題となった。第一審裁判所は、中国の規制規則が連邦反トラスト法に違反することを要求するものでないとして、国際礼譲に基づく訴えの却下を認めなかった⁶⁷。それに対して、控訴審裁判所は、中国の規制規則が中国の製造業者らに連邦反トラスト法違反を要求していることから、中国の製造業者らが連邦反トラスト法と中国の規制規則の両方に従うことは不可能であるので、礼譲のもと外国規制法を尊重すべきであるとして、原告らの訴えを退けた。同判決は巡回区控訴裁判所の判決ではあるが、外国の規制利益・規制法が関係する限りでは、国際礼譲が連邦反トラスト法の適用を制限する可能性を再確認するものである。また、同裁判所は、中国の規制規則の解釈にあたり、中国政府、本件では、中国の管轄当局である中国商務部が法廷の友意見（amicus curiae）を提出していなければ、第一審の判断が適切であったらうと述べていることから、外国規制法の解釈にあたり、当局の法廷の友意見が重要なものであることも示唆している⁶⁸。

IV おわりに

前述した通り、米国における反トラスト法をめぐる抵触法上の問題に関する議論の様相は変化している。その中でも、FTAIAが事物管轄を制限するものであるか、実体法上連邦反トラスト法の適用範囲を制限するものであるかについては、訴訟実務上重要な点であると思われる。というのも、FTAIAが実体法上、連邦反トラスト法の適用範囲を制限するものであるとすれば、当事者は遅くともトライア

ルにおいて連邦反トラスト法の適用について争わなければならないのに対し、事物管轄の問題である場合には、訴訟のいずれの段階であっても争えるからである。また、従来、反トラスト法の国際的側面を「域外適用」問題と捉えていると考えられてきた米国において、EUが採用するような外国反トラスト法の適用可能性を認める法選択アプローチを米国も採用していると主張されていることは、興味深いものである。外国反トラスト法を適用したと思われる判決も見受けられるが、同判決を一般化できるか否かも含め、米国における反トラスト法をめぐる抵触法上の問題については、依然として不明な点も多いため、引き続き議論の動向を注視する必要がある。

⁶⁷ *In re Vitamin C Antitrust Litigation*, 584 F. Supp. 2d 546 (E.D.N.Y., 2008).

⁶⁸ *In re Vitamin C Antitrust Litigation*, *supra* note 65, at 38, n. 10.

西岡報告コメント

多田 望
西南学院大学法学部 教授

I 域外適用

西岡和晃会員報告が検討対象とする米国の反トラスト法は、その域外適用が世界で注目を浴びた。各国の法の適用範囲を決める国際法上の原則は何も属地主義だけでなく、国際法で一般に許容されている属人主義、保護主義および普遍主義は領域外の行為への立法管轄権の基礎を提供する。これに対して、米国の反トラスト法の域外適用は、外国で行われた行為の効果が国内で発生していることを基礎に立法管轄権を認めるもの（効果主義）である。他国からすれば、自国法が形成すべき国内秩序に米国法が入り込み、自国の市場や企業活動が外国法である米国法の命令に服せられるイメージが強かった。このため、このような域外適用は主権侵害であって国際法に違反しないかが大きく議論された。しかし、カルテルが外国で締結されたのであれば、いくら自国市場の自由公正な競争が害されたとしても自国の競争法を適用してこれを違法とはできないということになると、違反者はカルテルを外国で締結するだけで当該市場国の競争法から逃れることができる。これでは、競争法の目的達成は大きく阻害される。

考えてみれば、競争法において、①反競争行為→②競争制限の結果の発生という関係の中で、自国で起きて困るのは②である。自国の自由公正な競争が害されないようにするた

めに競争法があるのであって、この目的のためには、その原因である①がどの国でされたかにかかわらず、競争法は当該反競争行為への自己の適用を主張できてしかるべきである。その意味では、競争制限の問題に関しては、立法管轄権の基礎としての行為地の重要性は副次的であるといえる。競争制限という結果は身体や物の損傷などの物理的現象として発生するものでないため、「効果」という観念的な状況が立法管轄権の基礎にされたこともあって、米国反トラスト法の域外的な適用に反発が起きたのかもしれない。単純に、反競争行為の「結果」が自国で発生していることを基礎に、(客観的)属地主義による法適用と考えるのが筋であったように思われる。いずれにしても、現在では、米国に続いて、EU（欧州連合）や日本等でも効果主義に基づく自国競争法の域外適用は認められており、その点では以前のような対立はない。これにともない、国際的執行における各国の協力関係が重要性を増している。

II 域外適用の抑制

当初、米国の反トラスト法の域外適用は、どこまで拡大されるのかという批判的視点から他国により見られることが多かった。これに対して、西岡会員報告でも検討されているエンパグラン事件で合衆国連邦最高裁判所は、外国で発生した反競争効果ないしそれに

よる損害への反トラスト法の域外適用を否定した。これは、域外適用を抑制する方向のものである。主に外国取引反トラスト改善法(FTAIA)の解釈問題として検討されているが、効果主義とは本来、自国内での反競争効果ないしそれによる損害という結果の発生に重点を置く立法管轄権の基礎を提供するものである。このことからすると、原告である外国企業が主張する損害は米国内で発生したものでない以上、同最高裁の結論は支持できると思われる。

Ⅲ 連邦問題の事物管轄権

反トラスト法の適用・不適用の問題は、西岡会員報告でも指摘されているように、米国連邦裁判所の事物管轄権が認められる連邦問題事件か否かに関係して論じられてきた。連邦法である反トラスト法が適用されるのであれば連邦問題事件であり事物管轄権が認められるが、そうでなければ連邦問題事件でなく事物管轄権が否定され訴えは却下されるというのである。この点は、連邦法の適用・不適用が争われること自体が連邦問題事件といえること、また、そういう問題を争うフォーラムとして適切であるとの資格がまさに事物管轄権であることからすれば、事物管轄権自体は肯定すべきように思われる。近時、西岡会員報告で述べられている、適用・不適用は事物管轄権の問題でなく実体法レベルの問題であるとの見解が一般化すれば、それは歓迎すべきことであろう。

Ⅳ 競争制限事件における日本の国際裁判管轄と準拠法決定

日本に主たる営業所を有する日本会社が日

本で締結したカルテルにより外国で反競争効果が発生し、このために損害を被ったと主張して当該外国の企業や消費者が日本で損害賠償請求訴訟を提起した場合(エンパグラン事件と同様のタイプの事件)、国際裁判管轄と準拠法はどのようになるか。まず国際裁判管轄については、被告の主たる営業所所在地(3条の2第3項)や不法行為地(加害行為地。3条の3第8号)などの管轄原因が日本に認められ、そして、カルテル締結の証拠の日本所在などが重視されれば特別の事情(3条の9)はないということになるだろう。

次に、適用される法については、単純に準拠法アプローチによればよいと考える。法的責任の一般的観念からすれば、ここで問題になっているのは損害賠償(民事責任)であり、その責任を規律する規範は私法である。競争法には当局による行政的取締り(行政上の責任)や違反者に対する刑罰(刑事責任)が定められているからといって、民事責任を追及する規範が、準拠法アプローチを放逐する公法的性質なるものを帯びるとは思われなからである。したがって、法の適用に関する通則法17条本文によれば、反競争効果という結果が発生した当該外国の法が原則として準拠法になる。これは、効果主義をベースにした域外適用アプローチが基本的に、効果ないしそれによる結果が発生する地の競争秩序に重心を置いていることと親和的であるといえる。17条ただし書や20条・21条により、当該外国以外の国の法が準拠法になる可能性も否定されないが、その可能性は制限的に解されるべきである。なお、独禁法中の規定には、法廷地の絶対的強行法規としての適用を別途検討する余地もある。